学校教育課



- 1 教職員定数について
- 2 教員確保の現状
- 3 今後の見通し
- 4 定年引上げについて
- 5 教員の確保の課題と取り組み



# 1 教職員定数について

- 2 教員確保の現状
- 3 今後の見通し
- 4 定年引上げについて
- 5 教員の確保の課題と取り組み

# 教職員定数

- ①基礎定数 (標準法で規定) 学級数に応じて機械的に決まる数
- ②加配定数 (予算措置) 政策目的に応じて配分される数

#### 令和5年度 小中学校及び義務教育学校教職員定数配当方針

職種	小学校及び義務教育学校(前期課程)	中学校及び義務教育学校(後期課程)
校 長	小学校の本校に1人配当する。	中学校の本校に1人配当する。
tx x	義務教育学校に1人配当する。	
副校長・・・ 主教 ・・ 教 論	1 学級対応分 別版「合和5年度小学校・義務教育学校(前期課程)教員定数配当基準表(学級対応分)」 により学級規模に応じて算定した総数を市町村へ配当する。 2 専科教員の加配 学級規模に応じて以下のとおり専任又は非常勤講師(24時間/週)を市町村へ配当する。 また、担当教科は関わないものとする。 (1)4、5、16~19学級の学校数と関数の専任を配当する。 (2)9~15、26~35学級の学校数と関数の専作を配当する。 (3)英語教育に係る専科教員は、果教育委員会が必要と認めた市町村へ配当する。 (4)小学校高学年における教料担任例の推進に係る専科教員は、余和4年12月1日現在の20・21学級の学校見込数と関数の専任を配当するとともに、果教育委員会が必要と認めた市町村へ配当する。 3 統合支援担当教員の配置 果教育委員会が必要と認める学校へ配当する。 4 日本語教育が必要を別と認める学校へ配当する。 (1)日本語教育が必要と認める学校へ配当する。 (2)果教育委員会が必要と認める学校へ配当する。 (2)果教育委員会が必要と認めた市町村に予算の範囲内で配当する。 (2)果教育委員会が必要と認めた市町村に予算の範囲内で配当する。 (2)果教育委員会が必要と認める学校教を考慮し、市町村へ配当する。 5 児童生徒支援対応教員の配置 果教育委員会が必要と認める学校教を考慮し、市町村へ配当する。 6 少人教指導授業等対応教員の配置 果教育委員会が必要と認める学校教を考慮し、市町村へ配当する。 7 通級指導教室担当教員の配置 連級児童のため指導教室を開設する学校のうち、果教育委員会が必要と認める学校教を考慮し、市町村へ配当する。 8 学園相当教員の配置 果教育委員会が必要と認める学校へ配当する。 9 売で指導主事 教育委員会が必要と認める学校へ配当する。 10 副校長、主幹教諭配置性、初任者研修、研究指定校(少人教学級を含む。)、長期研修補充 等、関係課と関整の上配当する。5年生の少人数学級に係る研究指定校は1学級増につき1 人を加配する。	1 学級対応分 別紙「合和5年度中学校・義務教育学校(後期課程)教員定数配当基準表(学級対応分)」 により通常学級と特別支援学級のそれぞれの学級規模(少人数学級に伴う増学級数は含めない。以下学級数をお聴として配当数を決定するものについて同様とする。) に応じて算定した合計の総数をあ市町村へ配当する。 2 生徒指導担当教員 7、9~13、15学級の学校数と同数の非常類講師(12時間/週)を市町村へ配当する。 3 遊路指導担当教員 6~18、20~25、27~29、31、33、38、40学級の学校数と関数の非常数講師(12時間/週)を市町村へ配当する。 4 統合支援担当教員の配置 累教育委員会が必要と認める学校へ配当する。 5 日本語教育が必要なと認める学校へ配当する。 6 児童生徒支援対応教員の配置 果教育委員会が必要と認めた市町村に予算の範囲内で配当する。 6 児童生徒支援対応教員の配置 果教育委員会が必要と認めた市町村に予算の範囲内で配当する。 7 少人教指導授業等対応教員の配置 果教育委員会が必要と認めた市町村に予算の範囲内で配当する。 7 少人教指導授業等対応教員の配置 果教育委員会が必要と認めた市町村に予算の範囲内で配当する。 9 小中一貫・連携教育担当教員の配置 通経生徒のため指導教室を開設する学校のうち、果教育委員会が必要と認めた学校数を考慮し、市町村へ配当する。 9 小中一貫・連携教育担当教員の配置 果教育委員会が必要と認めた市町村に予算の範囲内で配当する。 9 小中一貫・連携教育担当教員の配置 果教育委員会が必要と認めた市町村に予算の範囲内で配当する。 10 学園制担当教員の配置 果教育委員会が必要と認めた市町村に予算の範囲内で配当する。 7 常額制担当教員の配置 果教育委員会が必要と認めを中核へ配当する。 11 寄宿舎音覧の加配 通生年制の客宿舎を設置する学校に対し、原則として舎生30人に1人の基準で配当する。 2 光で指導主事教会を容合を設置する学校に対し、原則として舎生30人に1人の基準で配当する。 12 新校長、主義教諭配置性、初任者研修、研究指定校(少人教学級を含む。)、長期研修補充等、関係課と関係の上配当する。少人数学級の研究指定校は1学級増につき1人を加配する。
	義務教育学校を有する市町村には、義務教育学校の敷と同数の専任を配当する。	
養護教論	<ul> <li>1 原則として、本校及び分校に1人配当する。</li> <li>2 児童数が851人以上の学校に複数配置する。また、前年度に複数配置校で、かつ児童数が801人以上である場合は、複数配置を継続(上限2年間)する。</li> <li>3 児童の心身の健康への適切な対応を実践する学校に配置する。</li> </ul>	<ul> <li>1 原則として、本校及び分校に1人配当する。</li> <li>2 生徒数が801人以上の学校に複数配置する。また、前年度に複数配置校で、かつ生徒数が751人以上である場合は、複数配置を継続(上限2年間)する。</li> <li>3 児童の心身の健康への適切な対応を実践する学校に配置する。</li> </ul>
事務職員	<ul><li>1 原則として、本校に1人配当する。</li><li>2 原則として、本分校合わせて27学級以上の学校に複数配置する。</li><li>3 事務の共同実施への対応を実践する学校に配置する。</li></ul>	1 原則として、本校に1人配当する。 2 原則として、本分校合わせて21学級以上の学校に複数配置する。 3 事務の共同実施への対応を実践する学校に配置する。
栄養教論等	<ul><li>原則として各市町村1人とし、2人以上の場合は給食の実態に応じて開整し配当する。</li><li>児童生徒の食の指導への対応を実践する学校に配置する。</li></ul>	



①基礎定数 (標準法で規定) 学級数に応じて機械的に決まる数

『小中学校及び義務教育学校教職員定数配当方針』 『教員定数配当基準表』

#### 令和5年度 小中学校及び義務教育学

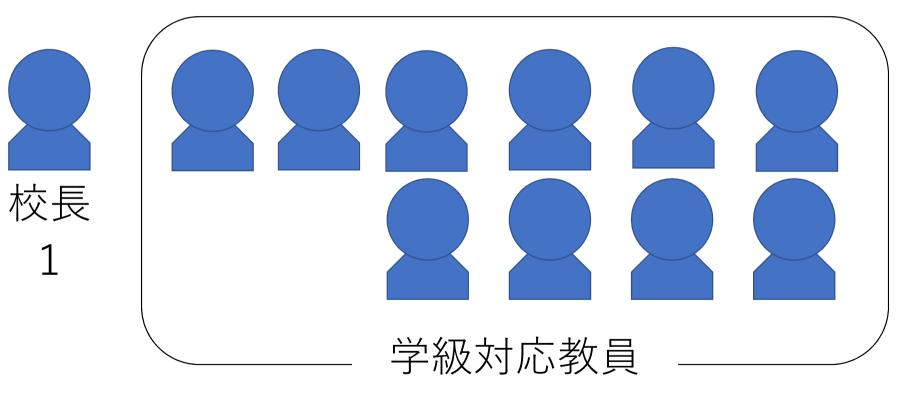
職	種	小学校及び義務教育学校(前期課程)
校	長	小学校の本校に1人配当する。
100	K	義務教育学校に1人配当する。
		1 学級対応分 別紙「令和5年度小学校・義務教育学校(前期課程)教員定数配当基準表(学級対応分)」 により学級規模に応じて算定した総数を市町村へ配当する。 2 専科教員の加配 学級規模に応じて以下のとおり専任又は非常勤講師(24時間/週)を市町村へ配当する。 また、担当教科は問わないものとする。 (1) 4、5、16~19学級の学校数と同数の専任を配当する。 (2) 9~15、26~35学級の学校数と同数の非常勤講師を配当する。 (3) 英語教育に係る専科教員は、県教育委員会が必要と認めた市町村へ配当する。 (4) 小学校高学年における教科担任制の推進に係る専科教員は、令和4年12月1日現在の 20・21学級の学校見込数と同数の専任を配当するとともに、県教育委員会が必要と認めた市町村へ配当する。

#### 令和5年度 小学校・義務教育学校(前期課程)教員定数配当基準表

【通常学級+特別支援学級】

学級 数※		影	論定	X	養護教	教員	学級		影	論定数	Į.	養護教	教員
	校長	学級 対応	専科	計	鹼 ※	計	数※	校長	学級 対応	専科	計	論 ※	計
1	1	2		2	1	4	24	1	28		28	1	30
2	1	3		3	1	5	25	1	29		29	1	31
3	1	4		4	1	6	26	1	30	ĺ	30	1	32
4	1	5	1	6	1	8	27	1	31	ij	31	1	33
5	1	6	1	7	1	9	28	1	32	ļ.	32	1	34
6	1	8		8	1	10	29	1	33		33	1	35
7	1	9		9	1	11	30	1	34	ĺ	34	1	36
8	1	10		10	1	12	31	1	35	j,	35	1	37
9	1	11		11	1	13	32	1	36	<u>.</u>	36	1	38
10	1	12		12	1	14	33	1	37		37	1	39

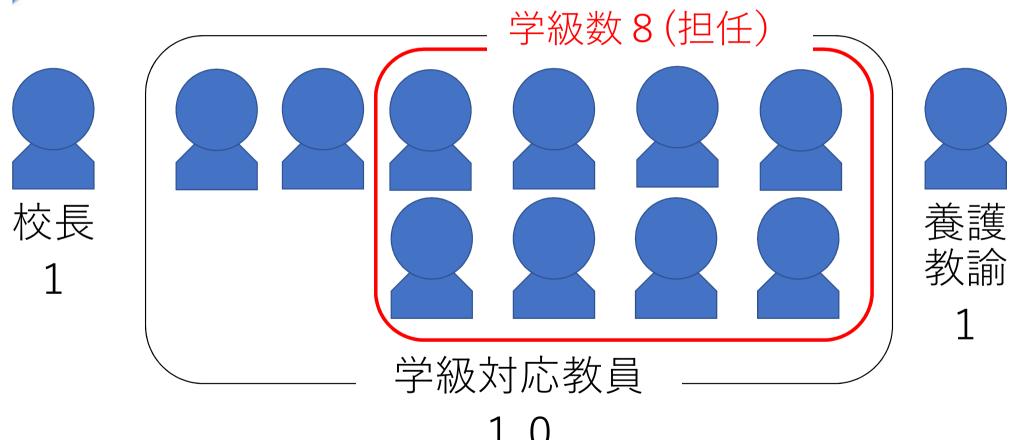




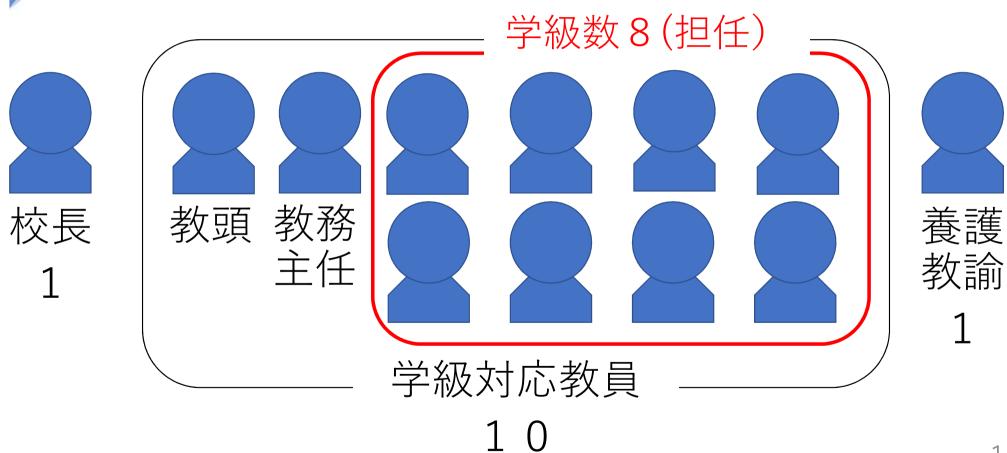
養護 教諭

1

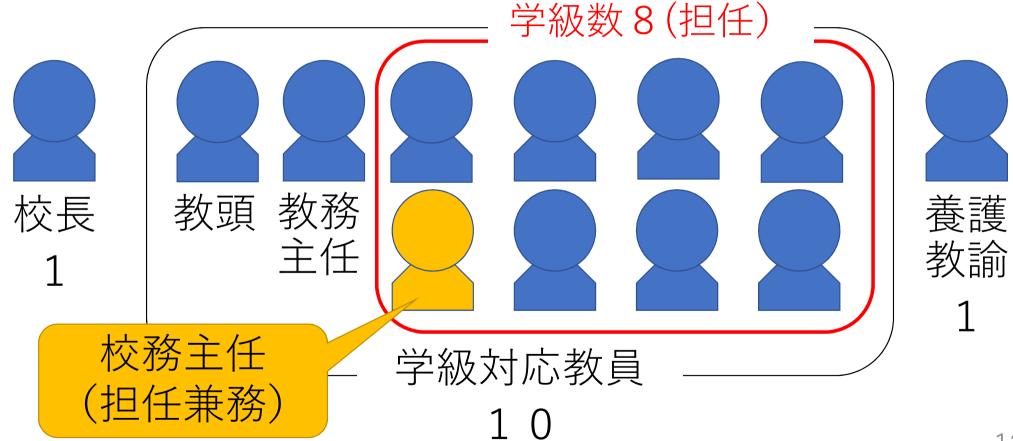












12



②加配定数 (予算措置) 政策目的に応じて配分される数

例) 少人数指導授業対応教員、外国語専科教員 教科担任制専科教員、通級指導教室担当教員

『小中学校及び義務教育学校教職員定数配当方針』

#### 令和5年度 小中学校及び義務教育学校教職員定数配当方針

職種	小学校及び義務教育学校(前期課程)	中学校及び義務教育学校(後期課程)
校 長	小学校の本校に1人配当する。	中学校の本校に1人配当する。
权 云	義務教育学校に1人配当する。	
Ĭ	1 学級対応分 別紙「令和5年度小学校・義務教育学校(前期課程)教員定数配当基準表(学級対応分)」	1 学級対応分 別紙「令和5年度中学校・義務教育学校(後期課程)教員定数配当基準表(学級対応分)」
副教主・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	2 専科教員の加配     学校規模に応じて以下のとおり専任又は非常勤講師(24時間/週)を市町村へ配当する。 また、担当教科は問わないものとする。 (1) 4、5、16~19学級の学校数と同数の専任を配当する。 (2) 9~15、26~35学級の学校数と同数の専任を配当する。 (3) 英語教育に係る専科教員は、果教育委員会が必要と認めた市町村へ配当する。 (4) 小学校高学年における教科担任制の推進に係る専科教員は、令和4年12月1日現在の20・21学級の学校見込数と同数の専任を配当するとともに、果教育委員会が必要と認めた市町村へ配当する。 3 統合支援担当教員の配置 果教育委員会が必要と認める学校へ配当する。 4 日本語教育が必要と認める学校へ配当する。 4 日本語教育が必要と認める学校へ配当する。 (2) 果教育委員会が必要と認めた市町村に予算の範囲内で配当する。 (2) 果教育委員会が必要と認めた市町村に予算の範囲内で配当する。 (2) 果教育委員会が必要と認めた市町村に予算の範囲内で配当する。 5 児童生徒支援対応教員の配置 果教育委員会が必要と認める学校教を考慮し、市町村へ配当する。 6 少人教授事務等のの配置 果教育委員会が必要と認める学校教を考慮し、市町村へ配当する。 7 通級指導教室担当教員の配置 果教育委員会が必要と認める学校のうち、果教育委員会が必要と認めた学校教を考慮し、市町村へ配当する。 8 学園制担当教員の配置 果教育委員会が必要と認める学校へ配当する。 9 虹指導主事 教育委員会等の局に配置することとなる教員について配当する。 10 副校長、主幹教諭配置校、初任育研修、研究指定校(少人数学級を含む。)、長期研修補完等、関係課と関整の上配当する。5年生の少人数学級に係る研究指定校は1学級増につき1	い。以下学級数を基礎として配当数を決定するものについて同様とする。)に応じて算定した合計の総数を市町村へ配当する。 2 生徒指導担当教員 7、9~13、15学級の学校数と同数の非常勤講師(12時間/週)を市町村へ配当する。 3 遠路指導担当教員 6~18、20~25、27~29、31、33、38、40学級の学校数と同数の非常勤講師(12時間/週)を市町村へ配当する。 4 統合支援担当教員の配置 乗教育委員会が必要と認める学校へ配当する。 5 日本語教育遊応学級担当教員の配置 (1) 日本語教育必必要と認める学校へ配当する。 5 日本語教育必必要と認める学校へ配当する。 5 日本語教育必必要と認める学校へ配当する。 6 児童生徒支援対応教員の配置 果教育委員会が必要と認めた市町村に予算の範囲内で配当する。 6 児童生徒支援対応教員の配置 果教育委員会が必要と認めた中学校教を考慮し、市町村へ配当する。 7 少人教指導授業等対応教員。中学校学習支援対応教員の配置 果教育委員会が必要と認めた学校数を考慮し、市町村へ配当する。 8 通級指導教室担当教員の配置 連級生徒のため指導教室を開設する学校のうち、果教育委員会が必要と認めた学校数を考慮し、市町村へ配当する。 9 小中一員・連携教育担当教員の配置 果教育委員会が必要と認めた市町村に予算の範囲内で配当する。 10 学園制担当教員の配置 果教育委員会が必要と認める学校へ配当する。 11 寄留書管医の配配 通年朝の寄宿舎を設置する学校に対し、原則として会生30人に1人の基準で配当する。 12 売工指導主事
	人を加配する。	教育委員会事務局に配置することとなる教員について配当する。 13 副校長、主幹教論配置校、初任者研修、研究指定校(少人数学級を含む。)、長期研修補光 等、関係課と調整の上配当する。少人数学級の研究指定校は1学級増につき1人を加配する。
	義務教育学校を有する市町村には、義務教育学校の敷と同敷の専任を配当する。	
養護教論	<ul> <li>原則として、本校及び分校に1人配当する。</li> <li>児童数が851人以上の学校に複数配置する。また、前年度に複数配置校で、かつ児童数が801人以上である場合は、複数配置を継続(上限2年間)する。</li> <li>児童の心身の健康への適切な対応を実践する学校に配置する。</li> </ul>	<ul> <li>1 原則として、本校及び分校に1人配当する。</li> <li>2 生徒数が801人以上の学校に複数配置する。また、前年度に複数配置校で、かつ生徒数が751人以上である場合は、複数配置を継続(上限2年間)する。</li> <li>3 児童の心身の健康への適切な対応を実践する学校に配置する。</li> </ul>
事務職員	<ul><li>1 原則として、本校に1人配当する。</li><li>2 原則として、本分校合わせて27学級以上の学校に複数配置する。</li><li>3 事務の共同実施への対応を実践する学校に配置する。</li></ul>	1 原則として、本校に1人配当する。 2 原則として、本分校合わせて21学級以上の学校に複数配置する。 3 事務の共同実施への対応を実践する学校に配置する。
栄養教論等	<ul><li>原則として各市町村1人とし、2人以上の場合は給食の実態に応じて開整し配当する。</li><li>児童生徒の食の指導への対応を実践する学校に配置する。</li></ul>	

#### 令和5年度 小中学校及び義務教育学

職	種	小学校及び義務教育学校(前期課程)
校	長	小学校の本校に1人配当する。
110	K	義務教育学校に1人配当する。
		1 学級対応分 別紙「令和5年度小学校・義務教育学校(前期課程)教員定数配当基準表(学級対応分)」 により学級規模に応じて算定した総数を市町村へ配当する。 2 専科教員の加配 学級規模に応じて以下のとおり専任又は非常勤講師(24時間/週)を市町村へ配当する。 また、担当教科は問わないものとする。 (1) 4、5、16~19学級の学校数と同数の専任を配当する。 (2) 9~15、26~35学級の学校数と同数の非常勤講師を配当する。 (3) 英語教育に係る専科教員は、県教育委員会が必要と認めた市町村へ配当する。 (4) 小学校高学年における教科担任制の推進に係る専科教員は、令和4年12月1日現在の 20・21学級の学校見込数と同数の専任を配当するとともに、県教育委員会が必要と認めた市町村へ配当する。

教職員定数

小1,272 中731

①基礎定数 小1,165 中621

②加配定数 小 107 中110

※R5年度始業式時点



- 1 教職員定数について
- 2 教員確保の現状
- 3 今後の見通し
- 4定年引上げについて
- 5 教員の確保の課題と取り組み

教職員定数

小1,272 中731

正規教員 小1,224 中691

(本務者・再任用含む)

教職員定数

小1,272 中731

正規教員 小1,224 中691

(本務者・再任用含む)

欠員補充 小 48 中

教職員定数

小1,272 中731

正規教員 小1,224 中691

(本務者・再任用含む)

補充者 (內数)

欠員補充 小 48 中

教職員定数 小1,272 中731 正規教員 小1,224 中691

(本務者・再任用含む)

補充者 (內數) 小 97 中 61

欠員補充 小 48 中 40

教職員定数 小1,272 中731 正規教員 小1,224 中691 (本務者・再任用含む) 小 97 中 61 欠員補充 小 48 中 40



ナナナロナン		
<b>为</b> 小 旧计		· 一 少 /
力人出现	믓	定数

小1,272 中731

正規教員

小1,127 中630

常勤講師

小 145

11.4%

中101

13.8%

# ・未補充状況の推移

	R 2	R 3	R 4	R 5
小学校必要数	1 4 3	1 4 9	1 3 7	1 4 5
未補充	0	0	2	2
中学校必要数	8 6	9 5	1 0 6	1 0 1
未補充	1	1	3	4

※特に記述がない場合は始業式時点 24

# ・未補充状況の推移

		R 4			R 5	
	4月	9月	12月	4 月	9月	12月
小学校必要数	1 3 7	1 5 0	1 5 6	1 4 5	1 5 6	1 6 7
未補充	2	2	1 0	2	1 0	2 0
中学校必要数	1 0 6	1 1 2	1 1 5	1 0 1	105.5	107.5
未補充	3	4	8	4	8.5	10.5

# X

#### 教員の確保の現状と課題

- 1 教職員定数について
- 2 教員確保の現状
- 3 今後の見通し
- 4定年引上げについて
- 5 教員の確保の課題と取り組み

休職者数

講師 登録者数

新規 採用者数

療養休暇取得者数

教員の確保を左右する 様々な数字(例) 教員採用 試験倍率

出産休暇 取得者数

> 育児休暇 取得者数

育児短時間 勤務者数

退職教員数

臨時免許 取得者数



・休職者の数は拡大傾向にある。

年度をまたぐ休職者(前年度継続者)が増えていることは、年度当初の補充者が不足する原因の一つになっている。

	R 2	R 3	R 4	R 5.12末
休職者数 ( )內:前年度継続	1 2 (4)	1 2 (4)	21(6)	1 7 (1 1)



・豊橋市立小中学校教員と豊橋市職員の 心の不調による病気休職の比較(R4年度)

	豊橋市	全国
小中学校教員	0.8 % ※1	0.7 % ※2
市役所職員	1.0 % ※3	1.2 % ** 3

※1 心の不調による休職者16人÷正規教職員1891人

 $\times 100$ 

※2 令和4年度公立学校教職員の 人事行政状況調査より

※3 総務部人事課より



- ・出産休暇、育児休業の取得者数は、近年増加傾向にある。
- ・父親の育児休業取得者が増えており、補充者の必要数が増えると予想される。

	H22	R 2	R 3	R 4	R 5.12
産育休取得者	32	119	131	127	168
父親の育休取得者		0	4	7	12

※産育休取得者数は始業式時点、父親の育休は年度内延べ数

- ・教員採用試験の倍率は低下傾向にある。
- ・不合格者の数は減少しており、講師登録者の増加は期待できない。

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
小学校の倍率	2.9	2.9	2.4	2.0	2.2
採用予定数	740	740	850	900	800
繰上者	50	42	61	89	
不合格者数	1559	1448	1255	1020	953

※倍率=受験者/(合格者+繰上者)

R6は繰上者0で算出

子どもたちのために 豊橋市の 教壇に立ちたい! という 小中学校で 情熱のある方を 募集しています! 働きませんか 令和5年度 · 常勤講師 • 非常勤講師 • 支援員 担任、専科教員、養護教諭、 週3時間、午前のみなど さまざまな働き方があります ~まずは講師登録を~ 豐橋市役所 東館11階学校教育課へ お問い合わせください 農橋市は74校の小中学校で 3万人の子どもたちが学ぶ中核市です 3千人の先生が子どもたちの学びを支えています 住用の相談は教育委員会の指導主事が丁草に対応します 工規度書(カラー領写真派付) ②教員免許状または 免許状取得見込み証明書のコピー

(免許更新講習修丁確認証明書など)

講師登録者の現状

11月から募集開始

学校教育課HPや 広報「とよはし」等で情宣

> これまでの登録者 460名 (12月末)

# X

#### 3 今後の見通し

・定年の引き上げにより、2年に一度退職者がいない年ができ、その分の教員が確保できる。

(制度の詳細は後ほど)

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10
退職年齡	60歳		61歳		62歳		63歳	
定年退職者	31	52	0	30	0	38	0	38

※定年退職者:R4までは実数、R5からは見込み数



- 1 教職員定数について
- 2 教員確保の現状
- 3 今後の見通し
- 4 定年引上げについて
- 5 教員の確保の課題と取り組み

# X

#### 4 定年引上げについて

「地方公務員法等の一部を改正する法律」 (令和3年6月公布 令和5年4月1日施行)

「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例」

(令和4年10月公布 令和5年4月1日施行、一部公布日施行)



- ① 令和5年4月から2年に1歳ずつ定年を引き上げ(令和5年4月の定年年齢は原則61歳)、令和13年4月に65歳となる。
- ②60歳に達した管理監督職の職員は管理監督職以外の職に降任等をする管理監督職勤務上限年齢制(いわゆる役職定年制)が導入される。

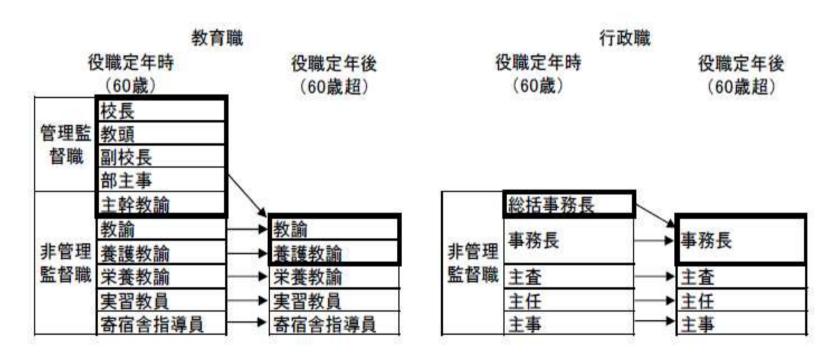


③ 定年前の60歳以降の職員が一旦退職した上で短時間勤務に移行する定年前再任用短時間勤務制等が導入される。(介護、健康上の理由がある場合のみ)

#### ① 定年引き上げ

定年年齢	60歳	61		62		62	能	6.4	歳	65	歳
<b>左</b> 十十百0	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9	令和10 年度	令和11年度	令和12 年度	令和13 年度	令和14年度
職員の生年	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)	(2031)	(2032)
昭和37年度 1962.4.2生 ~ 1963.4.1生	60歳										
昭和38年度 1963.4.2生 ~ 1964.4.1生	59歳	60歳	61歳								
昭和39年度 1964.4.2生 ~ 1965.4.1生	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳						
昭和40年度 1965.4.2生 ~ 1966.4.1生	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63 <b>歳</b>				
昭和41年度 1966.4.2生 ~ 1967.4.1生	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳		
昭和42年度 1967.4.2生 ~ 1968.4.1生	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

② 役職定年制の導入





- 1 教職員定数について
- 2 教員確保の現状
- 3 今後の見通し
- 4 定年引上げについて
- 5 教員の確保の課題と取り組み

休職者数

講師 登録者数

新規 採用者数

療養休暇取得者数

出産休暇 取得者数 教員の確保を左右する 様々な数字(例)

育児休暇 取得者数

育児短時間 勤務者数

退職教員数

教員採用 試験倍率

臨時免許 取得者数

常勤講師に 頼らない 体制作り	国・県への要望	<ul> <li>・『標準法』の見直しによる学級対応分教員の増員</li> <li>・『小中学校及び義務教育学校教職員定数配当方針』および『教員定数配当基準表』の見直し</li> <li>・教員定数における正規教員の割合を高める         →新規採用者数の拡大     </li> <li>・県独自の措置による学級対応分教員の増員</li> </ul>
	市の取り組み	

教員採用試	国・県への要望	・愛知県で教職に就くことの魅力の発信 ・教員採用試験に県外の会場を設定する
段員採用試 験受験者増 加のための 取り組み	市の取り組み	<ul> <li>・教育実習を通して、将来教師として子どもの前に立つ姿を思い描けるように指導支援する</li> <li>・市内小中学校に任用している講師に教員採用試験の受験を勧める</li> <li>・教師が子どもに対して、その職の魅力を姿で見せることが最大の魅力の発信であることを意識させる</li> </ul>

	国・県への要望	・ペーパーティーチャー相談会等の実施 ・特別免許状、臨時免許状の検定条件の緩和
常勤講師 登録者を 増やす取 り組み	市の取り組み	<ul> <li>・広報『とよはし』等での宣伝</li> <li>・講師募集チラシの作成、配付</li> <li>例)県内で教員免許状を取得できる大学市内の図書館</li> <li>・教員採用試験不合格者への積極的なアプローチ例)愛教大再チャレンジガイダンスへの参加教育実習生への講師登録の呼びかけ</li> </ul>

療養休暇取 得者、休職 者、中途退	国・県への要望	・メンタルヘルスチェックの確実な実施と必要な 措置の充実 ・スクールロイヤー制度の拡充
職者数減少 のための取 り組み	市の取り組み	<ul><li>・異動1年目や、他県他市出身の一人暮らしの 教員を、管理職をはじめ、職場全体で支える 体制作り →拠点校指導員による情報の共有</li><li>・教職員の配置の工夫</li></ul>

働き方改革 をより一層 をある の取り組み	国・県への要望	<ul><li>・加配教員の定数化</li><li>・教職員の複数配置基準の緩和</li><li>・教科担任制推進分専科加配の教科条件の緩和</li><li>・学校を支える教職員の採用、拡大</li><li>例)校務補助員</li></ul>
	市の取り組み	・校務支援システムの導入 ・留守番電話の導入 ・市独自の学校を支える教職員の配置、拡大 例)教員業務支援員 教科担任制非常勤講師 生活サポート非常勤講師



- 1 教職員定数について
- 2 教員確保の現状
- 3 今後の見通し
- 4 定年引上げについて
- 5 教員の確保の課題と取り組み

### ありがとうございました